

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	枚方市 後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、後期高齢者医療事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和8年2月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、枚方市の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料賦課決定及び、給付決定等に係る各種申請受付業務や関係機関への各種照会等を行う。また、大阪府後期高齢者医療広域連合へ、受付を行った各種申請書や収納状況及び、各種情報等の送付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>①資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格に関する各種届出の受付、大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以降、標準システム)への入力、必要に応じて被保険者証の即時交付。 ・オンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに送信する。 <p>②賦課業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関する情報を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに送信する。 ・オンラインファイル連携機能を用いて、大阪府後期高齢者医療広域連合が決定した後期高齢者医療年額情報の取得。 ・本市介護保険担当の特徴依頼情報と大阪府後期高齢者医療広域連合が決定した後期高齢者医療年額情報を基に後期高齢者医療保険料徴収方法、期別保険料額等の決定を行い、その情報を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに送信する。 <p>③収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納情報を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに送信する。 ・保険料の還付において、情報連携による公金受取口座情報を取得する。 <p>④給付受付・入力業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種給付申請の受付。受付後、申請書の内容を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに入力する。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療事務支援システム ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という) <p>※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表の85の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の15の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第2条115、116、117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	【照会】番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 保険年金課 072-841-1403
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	主に以下の2点を徹底している。 ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、申請者にマイナンバーの提供を求め、情報の真正性確認を行う。 ②個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスのうち、人手が介在する作業には、常に二重チェックを行う等により業務を管理し、人為的ミスの発生リスクの対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、次の事務に使用する。	特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。	事後	重要な変更該当しないため
平成29年7月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)第9条、第16条及び別表第一59項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第46条	・番号法別表第1の59の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条)・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の15の項(同条例施行規則第16条)・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の80、81の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条、43条の2)・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の82の項	事後	重要な変更該当しないため
平成29年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	谷淵 浩	課長 川合 章介	事後	重要な変更該当しないため
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年1月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	重要な変更該当しないため
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年1月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	重要な変更該当しないため
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	所属長 川合 章介	所属長の役職名 課長	事後	重要な変更該当しないため
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	重要な変更該当しないため
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年6月1日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	重要な変更該当しないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	IV リスク対策	—	新規追加	事後	重要な変更には該当しないため
令和5年1月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、枚方市の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料賦課決定及び、給付決定等に係る各種申請受付業務や関係機関への各種照会等を行う。また、大阪府後期高齢者医療広域連合へ、受付を行った各種申請書や収納状況及び、各種情報等の送付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>①資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格に関する各種届出の受付、大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以降、標準システム)への入力、必要に応じて被保険者証の即時交付。 ・オンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに送信する。 <p>②賦課業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関する情報を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに送信する。 ・オンラインファイル連携機能を用いて、大阪府後期高齢者医療広域連合が決定した後期高齢者医療年額情報の取得。 ・本市介護保険担当の特徴依頼情報と大阪府後期高齢者医療広域連合が決定した後期高齢者医療年額情報を基に後期高齢者医療保険料徴収方法、期別保険料額等の決定を行い、その情報を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに送信する。 <p>③収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納情報を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに送信する。 <p>④給付受付・入力業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種給付申請の受付。受付後、申請書の内容を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに入力する。 	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、枚方市の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料賦課決定及び、給付決定等に係る各種申請受付業務や関係機関への各種照会等を行う。また、大阪府後期高齢者医療広域連合へ、受付を行った各種申請書や収納状況及び、各種情報等の送付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>①資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格に関する各種届出の受付、大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以降、標準システム)への入力、必要に応じて被保険者証の即時交付。 ・オンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに送信する。 <p>②賦課業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関する情報を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに送信する。 ・オンラインファイル連携機能を用いて、大阪府後期高齢者医療広域連合が決定した後期高齢者医療年額情報の取得。 ・本市介護保険担当の特徴依頼情報と大阪府後期高齢者医療広域連合が決定した後期高齢者医療年額情報を基に後期高齢者医療保険料徴収方法、期別保険料額等の決定を行い、その情報を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに送信する。 <p>③収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納情報を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに送信する。 ・保険料の還付において、情報連携による公金受取口座情報を取得する。 <p>④給付受付・入力業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種給付申請の受付。受付後、申請書の内容を大阪府後期高齢者医療広域連合の標準システムに入力する。 	事前	重要な変更には該当するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療事務支援システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以後、「標準システム」という） ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。 庁内連携システム 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療事務支援システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以後、「標準システム」という） ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。 庁内連携システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム（番号連携サーバー） 	事前	重要な変更該当するため
令和5年1月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第1の59の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条） 同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の15の項（同条例施行規則第16条） 同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の80、81の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条、43条の2） 同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の82の項 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第1の59の項 同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の15の項 同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の80、81、82の項 	事後	重要な変更該当しないため
令和5年1月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	重要な変更該当するため
令和5年1月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	【照会】番号法別表第2の82の項	事前	重要な変更該当するため
令和5年1月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市 健康部 国民健康保険室	市民生活部 国民健康保険室 後期高齢者医療課	事後	重要な変更該当しないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	後期高齢者医療課長	事後	重要な変更には該当しないため
令和5年1月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	重要な変更には該当しないため
令和5年1月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 健康部 国民健康保険室 後期高齢者医療担当	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 国民健康保険室 後期高齢者医療課 072-841-1334	事後	重要な変更には該当しないため
令和5年1月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2019/1/1	2023/1/1	事後	重要な変更には該当しないため
令和5年1月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2019/1/1	2023/1/1	事後	重要な変更には該当しないため
令和5年1月23日	IV リスク対策 6. 情報連携ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	重要な変更には該当するため
令和5年1月23日	IV リスク対策 6. 情報連携ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事前	重要な変更には該当するため
令和6年6月21日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部 国民健康保険室 後期高齢者医療課	市民生活部 保険年金課	事後	重要な変更には該当しないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	後期高齢者医療課長	保険年金課長	事後	重要な変更には該当しないため
令和6年6月21日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 5. 特定個人情報取扱いに関する問い合わせ	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 国民健康保険室 後期高齢者医療課 072-841-1334	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 保険年金課 072-841-1403	事後	重要な変更には該当しないため
令和6年6月21日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事前	重要な変更には該当するため
令和8年2月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法別表第1の59の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の15の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の80、81、82の項	・番号法別表の85の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の15の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第2条115、116、117の項	事後	重要な変更には該当しないため
令和8年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【照会】番号法別表第2の82の項	【照会】番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条117の項	事後	重要な変更には該当しないため
令和8年2月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しないため
令和8年2月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しないため
令和8年2月6日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事後	重要な変更には該当しないため
令和8年2月6日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	—	十分である	事後	重要な変更には該当しないため
令和8年2月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事後	新設(新規)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	主に以下の2点を徹底している。 ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、申請者にマイナンバーの提供を求め、情報の真正性確認を行う。 ②個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスのうち、人手が介在する作業には、常に二重チェックを行う等により業務を管理し、人為的ミスが発生リスクの対策を行っている。	事後	新設(新規)
令和8年2月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	新設(新規)